

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和4年2月28日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	79 トン	35 トン
		71 トン	79 トン	超過済
3	クリーム	38 トン	47 トン	超過済
		24 トン	47 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	19,419 トン	33,542 トン
		33,644 トン	17,038 トン	16,606 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,731 トン	32 トン
		1,142 トン	1,731 トン	超過済
6	加糖れん乳	202 トン	22 トン	180 トン
		68 トン	22 トン	46 トン
7	ヨーグルト	17 トン	6 トン	11 トン
		11 トン	6 トン	5 トン
8	バターミルク	192 トン	15 トン	177 トン
		12 トン	15 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	42,316 トン	16,095 トン
		47,985 トン	35,605 トン	12,380 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	7,180 トン	6,193 トン
		8,803 トン	3,845 トン	4,958 トン
11	バター	24,439 トン	9,257 トン	15,182 トン
		16,786 トン	8,247 トン	8,539 トン
12	豆類	89,846 トン	62,033 トン	27,813 トン
		45,433 トン	26,095 トン	19,338 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	4,593,129 トン	1,138,575 トン
		5,117,077 トン	4,238,443 トン	878,634 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	1,075,785 トン	253,523 トン
		222,196 トン	129,528 トン	92,668 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	571,343 トン	158,916 トン
		704,615 トン	571,343 トン	133,272 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	2,809 トン	134 トン
		2,351 トン	2,773 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	8,522 トン	3,938 トン
		6,177 トン	8,438 トン	超過済
17	マニオカでん粉	163,795 トン	115,133 トン	48,662 トン
		162,600 トン	115,130 トン	47,470 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	12,621 トン	8,665 トン
		21,286 トン	12,621 トン	8,665 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	1,202 トン	492 トン
		1,220 トン	1,202 トン	18 トン
20	イヌリン	2,130 トン	2,256 トン	超過済
		55 トン	51 トン	4 トン
21	落花生	36,714 トン	25,349 トン	11,365 トン
		23,109 トン	14,643 トン	8,466 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	129 トン	102 トン
		223 トン	129 トン	94 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	5,646 トン	4,771 トン
		4,348 トン	1,921 トン	2,427 トン
24	でん粉調製品	241 トン	184 トン	57 トン
		238 トン	184 トン	54 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	3,161 トン	2,539 トン
		2,070 トン	1,271 トン	799 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	11,131 トン	8,847 トン
		1,810 トン	1,407 トン	403 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	183 トン	126 トン
		308 トン	183 トン	125 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。